

現場技術業務委託積算基準

【森林土木事業】

令和6年2月改定

島根県土木部技術管理課

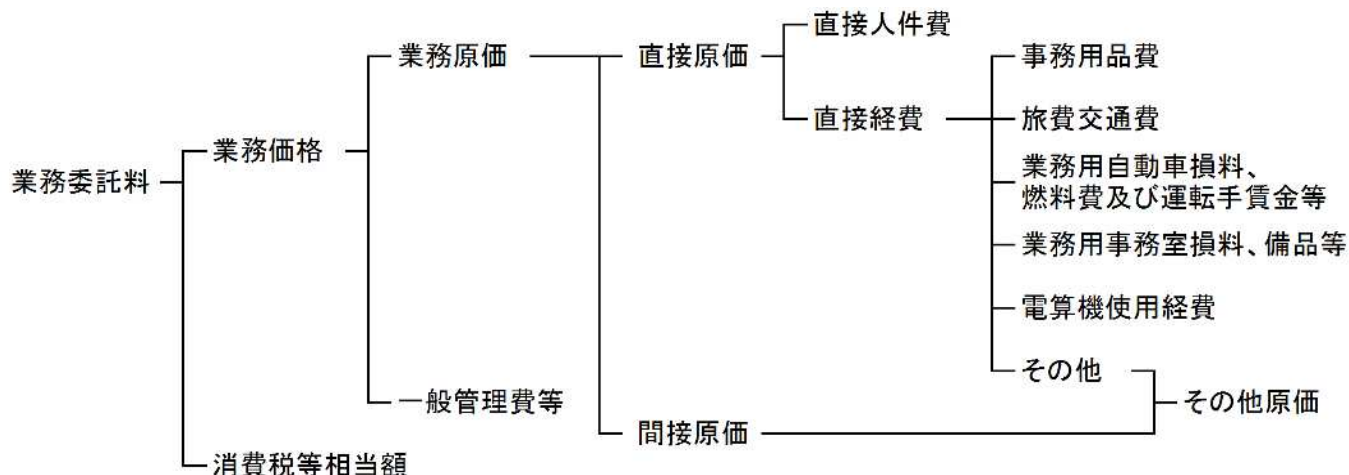
第1章 現場技術業務委託積算基準

1. 適用範囲

この積算基準は、森林土木事業に係る現場技術業務を委託する場合に適用する。

2. 業務委託料

(1) 業務委託料の構成



(2) 業務委託料構成費目の内容

1) 直接原価

① 直接人件費

直接人件費は、業務処理（打合せを含む）に従事する技術者の人件費とする。

② 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次の a から e までに掲げるものとする。

- a. 事務用品費
- b. 旅費交通費
- c. 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等
- d. 業務用事務室損料、備品費等
- e. 電算機使用経費

これ以外の経費については、その他原価として計上する。

2) その他原価

その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものは除く）からなる。

① 間接原価

当該業務担当部署の部門管理者・事務職員の人件費、当該業務担当部署に係る地代家賃・賃借料・減価償却費・消耗品費・通信運搬費等、当該業務原価のうち直接原価以外のものとする。

3) 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。

一般管理費等は一般管理費及び付加利益からなる。

① 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等とする。

② 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するために要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等とする。

4) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税とする。

3. 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料の積算は、次の式により行うものとする。

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税等相当額}) \\ &= \{[(\text{直接人件費} + \text{直接経費}) + (\text{その他原価})] \\ &\quad + (\text{一般管理費等})\} \times (1 + \text{消費税等率}) \end{aligned}$$

(2) 各構成費目の算定

1) 直接人件費は、下記による。

- ① 現場技術員は、委託期間を月数単位（小数第1位止め、第2位四捨五入）で表示し、月額単価で積算する。

| 技術者の区分 | 職 階 | 基準日 | 摘 要 |
|--------|--------|-----|-----------------|
| 管理技術者 | 技師 (A) | 別 途 | 業務打ち合わせとして計上 |
| 現場技術員 | 技師 (B) | | 職階選定については別途とする。 |
| | 技師 (C) | | |
| | 技 術 員 | | |

(注) 管理技術者及び現場技術員の資格は別途定め特記仕様書に記載するものとする。

現場技術員の月額単価 = 基準日額 × 18.0日/月 + 超過業務標準時間相当額

※月当り業務日数は、18.0日/月を標準とする。ただし、業務内容により別途考慮することができる。

超過業務時間あたり単価は次式による。

$$\text{超過業務時間あたり単価} = \text{基準日額} \times \frac{1}{8} \times \alpha \times \beta$$

ただし、 $\alpha = (125/100)$

$\beta = \text{割増対象賃金比}$

2) 直接経費は、2(2)の1)の②の各項目について、次により実費を積算する。

ただし、事務用品費、業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等、業務用事務室損料、備品費等、電算機使用経費は業務遂行上特に必要で特記仕様書に明記した場合のみ計上する。

① 事務用品費

事務用品費が必要となる場合に計上する。

なお、島根県公共工事共通仕様書その他現場に必要な専門書は、その他原価に含まれる。

② 旅費交通費

旅費交通費は、「島根県 職員の旅費に関する条例」及び「島根県 職員の旅費に関する条例施行規則」に準じて積算する。

- a. 発注者施設で業務を実施する場合であって、通勤により業務を行う場合は、出発基地から業務場所までの交通費は原則として計上しない。ただし、滞在費が必要となる場合は適宜計上する。

※「出発基地」とは県内の各市役所（現地に最も近い市役所の本庁）又は隠岐の島町役場本庁とする。

- b. 現地調査について、出発基地から現地までの旅費交通費を計上し、「島根県業務委託積算基準」を準用するものとする。

③ 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等

現地調査に業務用自動車を使用する場合は次の a、b により積算する。

- a. 業務用自動車の規格は、原則として 5 人乗りライトバン（1.5ℓ）とする。

- b. 業務用自動車損料については、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算する。

④ 業務用事務室損料、備品等

発注者施設を無償使用する場合は計上しないものとする。

⑤ 電算機使用経費

電算機リース料等が必要となる場合に計上するものとする。

⑥ その他

①～⑤のほか、次の a、b の費用が必要となる場合は、別途計上するものとし、その他の費用については、その他原価として計上する。

- a. 電子成果品作成費

- b. 情報共有システムの利用に係る費用（登録料及び利用料）（諸経費の対象外とする）

(3) その他原価

その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、25%とする。

(4) 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

(5) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税及び地方消費税の率を乗じて得た額とする。

(6) 変更の取扱い

業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算をもとにして次の式により算出する。

$$\text{業務委託料} = \text{変更官積算金額} \times \frac{\text{直前の請負代金額}}{\text{直前の官積算金額}}$$

- 1) 直接人件費は、業務内容（業務対象工事件数等）の変更に応じて変更する。
- 2) 直接経費
 - ① 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、現地調査に業務用自動車を利用する場合において、調査箇所の増減、変更があった場合に変更を行うものとする。
 - ② 旅費交通費は、業務内容の変更に伴い当初設計の旅費交通費が変わる場合に変更する。
- 3) その他原価及び一般管理費等は、直接人件費の変更に伴い変更を行う。

第2章 現場技術業務（監督補助）積算基準運用（案）

1. 業務委託料の積算

(1) 業務処理に従事する職階

管理技術者の職階は、「技師（A）」とする。

現場技術員(A)の職階は、「技師（B）」とする。

現場技術員(B)の職階は、「技師（C）」とする。

現場技術員(C)の職階は、「技術員」とする。

※管理技術者及び監督補助員の資格要件は、別添特記仕様書（例）を参考とする。

(2) 業務打合せ

業務打合せは、管理技術者を各業務場所毎（事務所各課・出張所毎等）に以下の回数とそれに要する人件費を計上する。

業務打合せ＝0.6人／回（リモートで行う場合0.25人／回）、1ヶ月に1回の打合せを標準とする。

ただし、業務着手時・完了時を含むものとする。

(3) 旅費交通費

通勤により業務を行う場合又は現地に滞在して業務を行う場合の取り扱い、及び直接往復費、滞在費の積算については、「島根県 職員の旅費に関する条例」及び「島根県 職員の旅費に関する条例施行規則」に準じるものとする。

(4) 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等

現地立会等に要する費用を計上する場合は、特記仕様書に明示するものとする。

(5) 業務用事務室損料、備品費等

計上する場合、しない場合とも特記仕様書に明示するものとする。

(6) 電算機使用経費

電算機リース料等を計上する場合は、特記仕様書に明示するものとする。